

第24回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月11日（月）午後2時00分～2時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 横山 正行
 - 2番 金子 節夫
 - 3番 松崎 マサエ
 - 4番 松島 章倫
 - 5番 小林 修
 - 6番 中村 政五郎
 - 7番 島田 信成
 - 8番 高田 洋子
 - 9番 天谷 豊
 - 10番 大川 則彦
4. 事務局 事務局長 吉田 享史 課長補佐 國府田 諭 主事 小林 智貴
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第69号 公売農地の買受適格証明について
 - 議案第70号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更について
 - 議案第71号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第28号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長(天谷)	<p>それでは只今より、第24回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長(吉田)	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長(天谷)	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第24回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p>
会長(天谷)	<p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号2番金子節夫委員、同じく3番松崎マサエ委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第69号、公売農地の買受適格証明願について議題といたします。1番について事務局より説明を願います。</p>
國府田(事務局)	<p>議案第66号、公売農地の買受適格証明願についてであります。次の通り、公売農地の買受適格証明願があったので、審議の決定を求めます。令和4年5月11日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。願出人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから4ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>次に、議案第70号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についてですが、案件番号1番については議案第71号農地法第4条第1項の2番と、案件番号2番については、議案第72号農地法第5条第1項の1番とそれぞれ関連がありますので、そちらで一括して審議させていただきます。</p> <p>次に、議案第71号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>國府田(事務局)</p>	<p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、5ページから8ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>5番(小林)</p>	<p>5番小林です。5月9日に事務局と1班で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字本郷地内、案内図は資料5ページ、付近状況図は8ページを参照してください。申請地は国道354号線沿い、セブンイレブン狸塚南店の北側に位置しており、申請地の北側が自宅へ向かえるよう舗装された道路となっております。その他農地の第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p>

事務局(國府田)	<p>続きまして、2番については、議案第70号第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についての1番と関連がありますので、一括で審議します。事務局より説明をお願いします。</p> <p>番号2番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、9ページから12ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
6番(中村)	<p>6番中村です。5月9日に事務局と1班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料9ページ、付近状況図は10ページを参照してください。申請地は国道354号線の篠塚大黒信号を南へ200メートルほど進んだ場所にあります。当地は市街地近傍小集団農地の第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件及び議案第70号1番の案件については原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p>
会長(天谷)	<p>次に、議案第72号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番については、議案第70号第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についての2番と関連がありますので、一括で審議します。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局(國府田)	<p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、13ページから16ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
6番(中村)	<p>6番中村です。5月9日に事務局と1班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料13ページ、付近状況図は14ページを参照してください。申請地は国道354号線の篠塚大黒信号を南へ200メートルほど進んだ場所にあります。当地は市街地近傍小集団農地の第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件及び議案第70号2番の案件については原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、17ページから20ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
7番(島田)	<p>7番島田です。5月9日に事務局と1班で現地確認を行</p>

	<p>いました。申請地は大字中野字道陸神地内、案内図は資料17ページ、付近状況図は18ページを参照してください。申請地は中野の市街化区域近傍に位置し第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、3番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、21ページから24ページを参照してください。以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>7番(島田)</p>	<p>7番島田です。5月9日に事務局と1班で現地確認を行いました。申請地は大字中野字五料地内、案内図は資料21ページ、付近状況図は22ページを参照してください。申請地は市街地近傍小集団農地の第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

	<p>します。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、報告第27号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。1番から2番について、事務局より一括して報告願います。</p> <p>報告第27号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和4年5月11日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から2番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については22ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p> <p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第24回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。</p>
事務局(國府田)	
会長(天谷)	

令和4年6月8日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 金子 節夫

委員 松崎 マサエ